

平成22年3月31日



独立行政法人 製品評価技術基盤機構

製品安全センター

「製品事故から身を守るために 〈身・守りハンドブック2010〉」の発行について

NITE製品安全センターでは、これまで発生した製品事故事例を取り上げ、「事故原因」、「製品を使用する上での注意事項」等をわかりやすく説明し、製品と安全につきあうための心構えをまとめた消費者啓発用冊子「製品事故から身を守るために〈身・守りハンドブック〉」を発行し、消費者への注意喚起を行ってきました。また、消費者への注意喚起以外にも「製品に起因する事故」については、事業者への働きかけ等によって、事業者が市場から製品を回収するなど、事故防止に努めてきましたが、依然として重篤な製品事故が発生しています。

平成18年度から平成20年度までにNITEに通知され、NITEデータベースで公表した製品事故情報は、12,332件（平成22年2月3日現在）であり、「製品に起因しない事故」と分類された事故が3,553件（約30%）あります。

「製品に起因しない事故」3,553件のうち、使用者の誤った使用方法や不注意が原因で起こったと考えられる事故は2,926件で、「製品に起因しない事故」の8割を占めています。また、21年4月から22年1月までの事故通知（重複を除く）は、3,341件あり、このうち、「死亡事故」が45件発生し、53人が死亡しています。

「死亡事故」について、製品別で多いのは「石油ストーブ」9件（11人）、「電動車いす」9件（9人）、で「ガスこんろ」4件（7人）、「石油ファンヒーター」4件（4人）と続きます。

これらの中には、使用者が製品を正しく取り扱えば未然に防ぐことができたと思われる事故が多数含まれています。NITE製品安全センターでは、これらの事故を踏まえ、誤った使用方法や不注意による製品事故事例を新たなものに入れ替え「製品事故から身を守るために〈身・守りハンドブック2010〉（本文44ページ）」を発行しました。

今後は本冊子を消費者を中心にさらに普及啓発し、製品事故の未然防止に努めていきます。

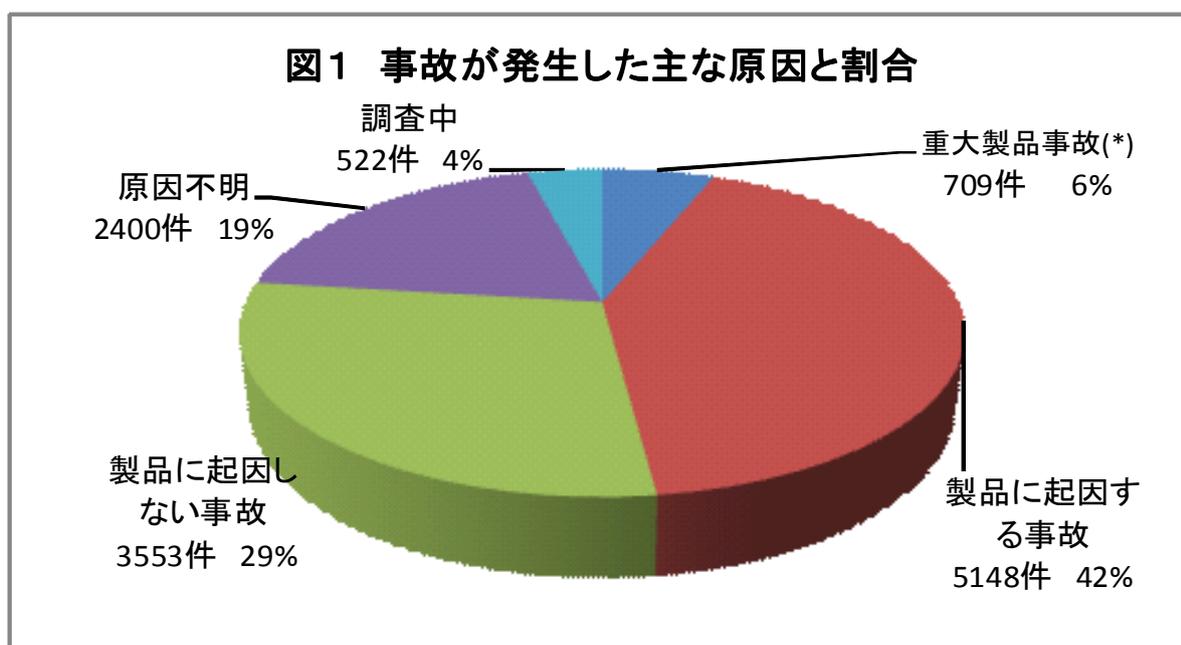
1. 製品事故の原因

製品事故として報告される事故の中には、「製品に起因する事故（製品自体が原因で事故となったもの）」と「製品に起因しない事故（使用方法等が原因で事故となったもの）」が多く含まれます。

平成18年度から平成20年度までに通知された事故情報のうち、NITEデータベースで公表した12,332件（平成22年2月3日現在）の事故原因を区分した

ものが図1です。「製品に起因する事故」が5,148件（約40%）、「製品に起因しない事故」が3,553件（約30%）、ほか「焼損が激しく原因の特定ができない」などの「原因不明」が2,400件（約20%）となっています。

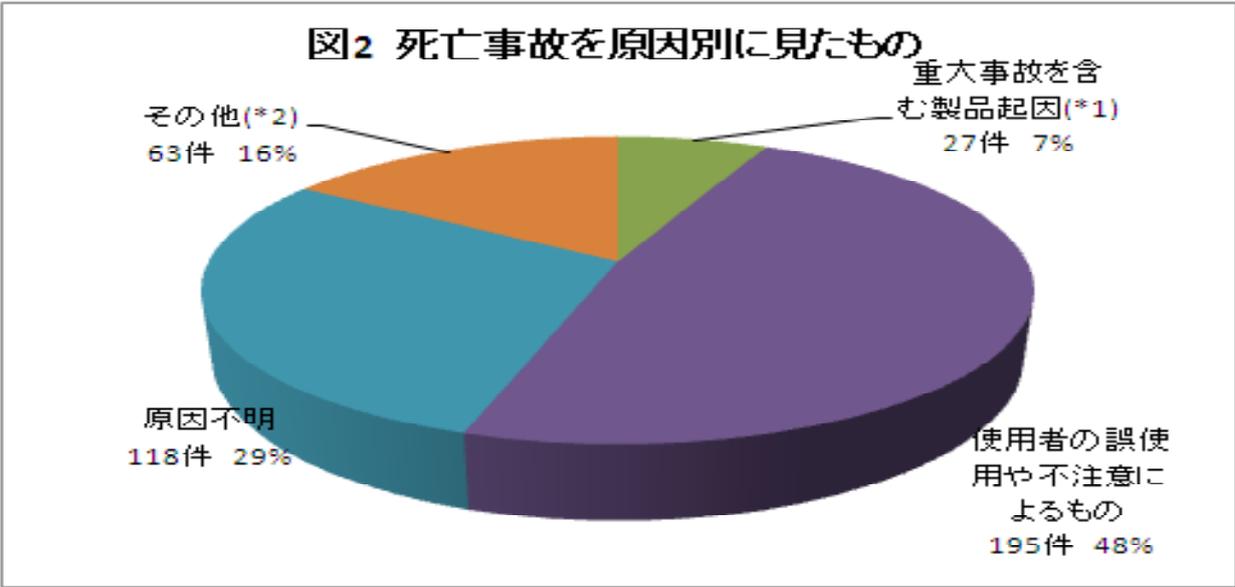
「製品に起因しない事故」のうち使用者の「誤使用や不注意」が原因で起こった事故は2,926件で、「製品に起因しない事故」の80%以上を占め、これは消費者が製品を使用する際に注意することで防げる事故が少ないことを示しています。



(*) 重大製品事故とは、経済産業省に報告された製品事故情報のうち、経済産業省が製品に起因する事故及び原因不明であると判断したものの。

2. 死亡事故の発生割合が多い原因

「誤使用や不注意」が原因の事故は、「製品に起因する事故」より被害が大きくなる傾向があります。図2のとおり「死亡事故」403件については、使用者の「誤使用や不注意」によるものが195件（約50%）で、228人が死亡しています。

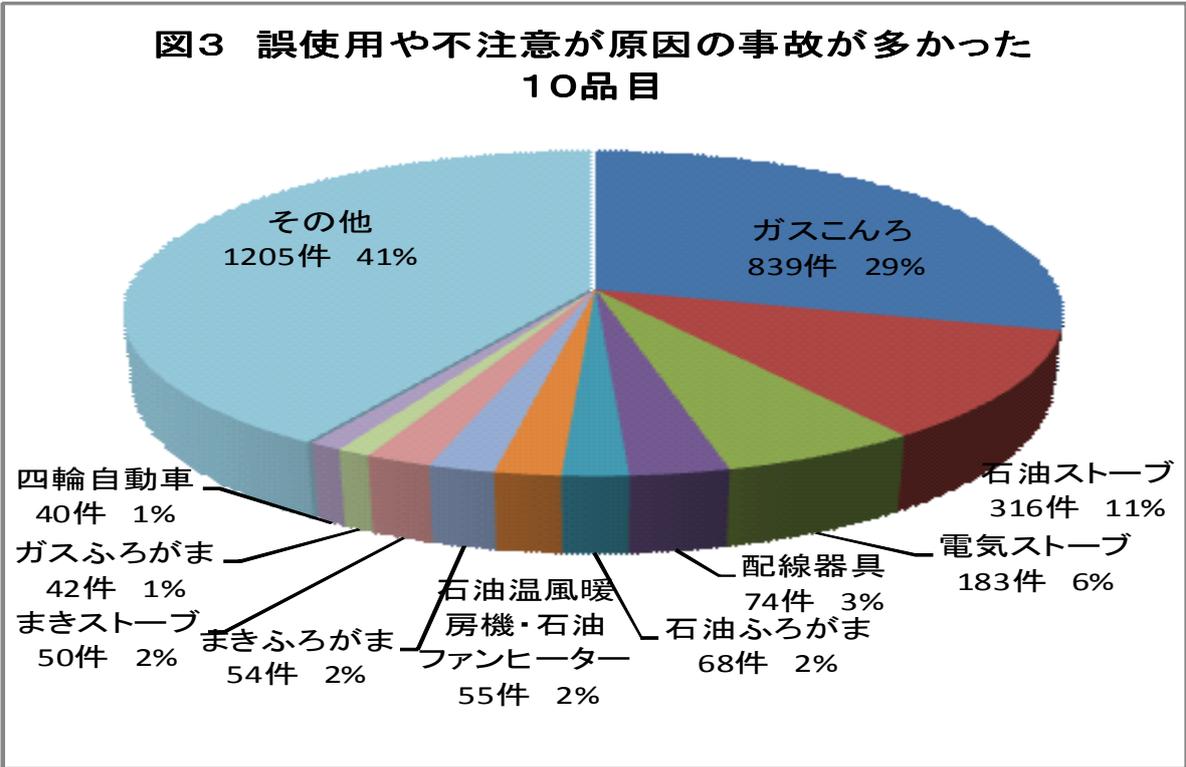


(*1) 重大製品事故を含む製品起因による事故

(*2) 調査中を含む

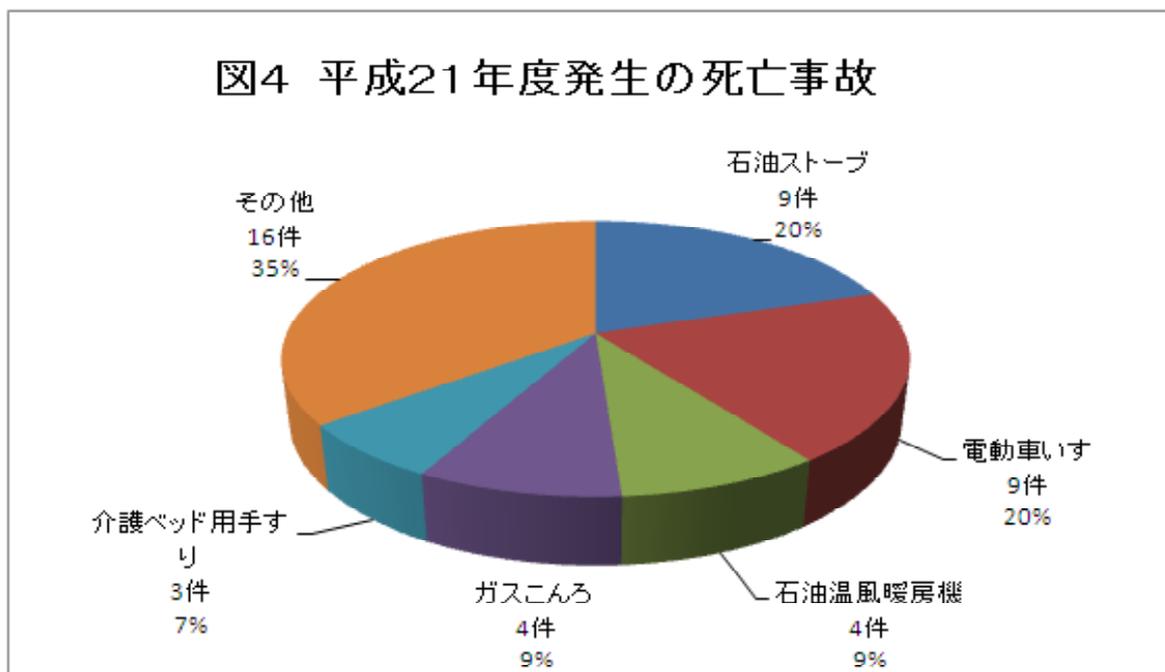
3. 誤使用や不注意が原因の事故

平成18年から20年度までに通知された事故情報のうち、「誤使用や不注意」が原因で事故が多かった10品目を図3に示します。「ガスこんろ」が839件(約30%)、「石油ストーブ」が316件(約10%)、電気ストーブが184件(約5%)と続き、「燃焼器具」が、10品目中7品目を占めています。



4. 平成21年度の死亡事故

21年4月から22年1月までの事故通知（重複を除く）は、3,341件ありました。このうち、「死亡事故」が45件発生し、53人が死亡しています。「死亡事故」について、製品別で多いのは「石油ストーブ」9件（11人）、「電動車いす」9件（9人）、「ガスこんろ」4件（7人）、「石油ファンヒーター」4件（4人）、「介護用ベッド手すり」3件（3人）であり、図4に示すとおりです。



5. 事故の発生場所

製品事故の発生場所を調べてみると、家の中では暖房器具などを使用することが多い「リビング・書斎」、また“火”や家電製品をたくさん使う「キッチン・ダイニング」などで多くなっています。屋外での「乗物」、「レジャー」などでは大けがや、やけどを負うなどの被害が大きな事故が多く起こっています。

以上のことから、繰り返し発生している事故や新しく市場に登場した製品により発生した事故等61件の事故事例を取り上げ、生活場面（キッチン・ダイニング、浴室・洗面所・トイレ、リビング・寝室、屋外・レジャー、配線器具、長期間の使用による経年劣化）ごとに、「事故原因」、「製品を使用する上での注意事項」等をわかりやすく説明し、製品と安全につきあうための心構えをまとめました。

6. 事故事例の概要について

生活場面ごとの事故は、次のような事例があります。

(1) キッチン・ダイニング編

【ガスこんろ 天ぷらなべの油から出火】

住宅と棟続きの飲食店が全焼した。(2009年3月 富山県)

・なぜ?

ガスコンロに天ぷらなべをかけたまま放置したため、なべの油が過熱されて出火し火災に至ったものです。

・チェック

天ぷら油は、強火で加熱後約5～10分で自然発火する温度(370℃以上)に達します。火をつけたら、絶対にその場を離れないこと。離れる場合は、必ず火を消してください。

※ 天ぷら油は油温が370℃以上になると火種がなくても発火します。

(2) 浴室・洗面所・トイレ編

【ヘアドライヤー コードから火花】

ヘアドライヤーを使用していたところ、本体側のコード接続部から火花が飛び、腕にやけどを負った。(2008年11月 北海道)

・なぜ?

日常的にコード根元が繰り返し曲げられていたため、断線・スパークしたものです。

・チェック

収納時に本体にコードを巻き付けしないで下さい。コードは必ず伸ばして使しましょう。

ヘアドライヤーは消費電力(W)が大きく、コードに無理がかかった状態で使用を続けると、コードが断線して危険です。

(3) リビング・寝室編

【石油ストーブ タンクから漏れた灯油に引火】

台所から出火して1人が死亡した。(2008年3月 東京都)

・なぜ?

石油ストーブに給油をする際、消火せず、さらにカートリッジタンクのふた(ネジ式)の締め方が不十分だったため、灯油が漏れストーブの火が引火したものです。

・チェック

給油は必ずストーブの火を消してから行ってください。また、カートリッジタンクのふたは確実に締まったかどうか確認してください。給油時消火装置付でも注意して給油をしてください。

(注) この他にも、ストーブの上部などで洗濯物を干さない、吸気口は紙等でふさがらない、誤ってガソリンを給油しないなどの注意が必要です。

(4) 屋外・レジャー編

【電動車いす 操作ミスで死亡】

農道わきの側溝に、電動車いすが落ちており、人が倒れていた。病院に運ばれたが、死亡した。(2008年9月 福井県)

・なぜ？

傾斜した路肩を走行中、誤って側溝に転落したものです。

・チェック

電動車いすの操作ミスによる事故が多く発生しています。購入時やレンタルの場合は、十分に練習を行ってから運転してください。

(5) 配線器具編

【エアコン トラッキング現象】

エアコンの電源プラグ付近から「バチバチ」と音がして発煙し、コンセント周辺が焦げた。(2008年7月 兵庫県)

・なぜ？

電源プラグとコンセントのすき間にほこりがたまり、トラッキング現象が発生して発煙したものです。

・チェック

電気製品の電源プラグをコンセントに差し込んだままにしていると、トラッキング現象が起こることがあります。ときどき電源プラグを抜いて、乾燥した雑巾で拭くなどのほか、シーズンオフなどで使用しない時は電源プラグをコンセントから抜いておきましょう。

※ トラッキング現象とは

テーブルタップやコンセントに電源プラグを長期間差し込んだままにしていると、コンセントとプラグの周辺にほこりがたまります。そこに水滴や湿気が加わるとプラグの刃と刃の間に電流が流れて火花放電を繰り返します。そうすると、その部分が炭化し、電気が通るようになるため、発火する現象です。

7. 今後の普及啓発方法

(1) 本冊子をPDFファイルで無償提供

3月31日よりNITEホームページから下記のアドレスでダウンロードが可能。

http://www.nite.go.jp/jiko/handbook/goshiyou_handbook.pdf

(2) 消費生活センターや行政機関等に配布

消費者相談窓口となっている消費生活センターや行政機関等に3月31日より配布を開始し、本冊子の普及啓発を行う。

(3) 全国で開催予定の経済産業省主催の製品安全点検日セミナーにおいて配布

東京・大阪のみならず、全国展開を予定している製品安全点検日セミナーにおいて配布し、普及啓発を行う。

(4) 消費生活センター等主催の消費者対象セミナーにおける啓発

消費生活センター等における消費者を対象としたセミナーで普及啓発を行うよう

働きかけを行う。

以上

